

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(愛知県指定第 2373100052)

## 指定居宅介護支援事業所

### 「安城市ふれあいサービスセンター」

## 重要事項説明書

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。なお、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### 1 実施事業者

当事業所の実施主体である事業者は、次のとおりです。

- (1) 法人名 社会福祉法人 安城市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 安城市赤松町大北78番地4
- (3) 電話番号 0566-77-2941
- (4) 代表者氏名 会長 神谷明文
- (5) 設立年月 昭和43年4月(法人登記)

### 2 事業所の概要

当事業所の概要は次のとおりです。

- (1) 種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 目的 介護保険法令に従い、契約者(利用者)が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。
- (3) 名称 指定居宅介護支援事業所「安城市ふれあいサービスセンター」  
(平成11年8月31日指定 愛知県第2373100052号)
- (4) 所在地 安城市赤松町大北78番地4(社会福社会館内)
- (5) 電話 0566-72-0123
- (6) 管理者 益田世良
- (7) 運営方針
  - ア 介護支援専門員は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
  - イ 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意図を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。

ウ 市、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めます。

エ 看取り期における利用者、家族との十分な話し合いや関係者との連携に留意して取り組みます。

(8) 開設 平成11年8月31日

(9) 事業所が行っている他の業務（介護保険関係）

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

平成11年9月28日指定 愛知県第 2373100060 号

指定訪問介護支援事業所「安城市社会福祉協議会ホームヘルパーセンター」

### 3 事業実施地域及び営業日

当事業所の実施区域、営業日等は次のとおりです。

(1) 実施地域 安城市全域

(2) 営業日及び営業時間

ア 営業日 火曜日から土曜日、ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。

イ 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 職員の体制

当事業所では、契約者（利用者）に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

#### 【主な職員の配置状況】

管理者の人数	1人	
介護支援専門員の人数		3人以上
その他事務員等の人数		

### 5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、次のサービスを提供します。

なお、当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されるため契約者（利用者）の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

ア 居宅サービス計画の作成

契約者（利用者）の家庭を訪問して、契約者（利用者）の心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護サービス及びその他の必要な保健・医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

## 【居宅サービス計画の作成の流れ】

① 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。



② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるように、必要に応じて当該地域における多様な主体により提供されるサービス及び指定居宅サービス事業者等を複数紹介し、サービスの内容、利用料等の情報を契約者（利用者）又はその家族に対して適正に提供し、契約者（利用者）にサービスの選択を求めます。



③ 介護支援専門員は、契約者（利用者）及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者（利用者）に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。



④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分して、その種類・選定理由・内容・利用料等について契約者（利用者）及びその家族等に対して説明し、契約者（利用者）の同意を得たうえで決定するものとします。

### イ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

契約者（利用者）及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

契約者（利用者）の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### ウ 居宅サービス計画の変更

契約者（利用者）が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者（利用者）双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

### エ 介護保険施設への紹介

契約者（利用者）が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介を行います。ただし特定の介護保険施設の紹介は行いません。

### オ 利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険から以下のサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者（利用者）の自己負担はありません。

ただし、契約者（利用者）の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、国が定めるところの利用料金をお支払ください。

【サービス利用料金】

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2 (サービス利用料金)	要介護3～5 (サービス利用料金)
介護支援専門員1人当りの利用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費 I (11, 316円)	居宅介護支援費 I (14, 702円)

【主な加算】

加算内容	加算	内 容 ・ 回 数 等
特 定 事 業 所 加 算 ( II )	4, 386円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
初 回 加 算	3,126円	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
通 院 時 情 報 連 携 加 算	521円	利用者が病院または診療所において医師の診察を受ける時に介護支援専門員が同席し、医師等に利用者に係る必要な情報提供し医師等から必要な情報提供を受けたい居宅サービス計画に記録した場合
入 院 時 情 報 連 携 加 算 I	2, 605円	利用者が入院する前又は当日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入 院 時 情 報 連 携 加 算 II	2, 084円	利用者が入院した翌々日までに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
退 院 ・ 退 所 加 算 ( I ) イ	4, 689円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合
退 院 ・ 退 所 加 算 ( I ) ロ	6, 252円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた場合
退 院 ・ 退 所 加 算 ( II ) イ	6, 252円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた場合
退 院 ・ 退 所 加 算 ( II ) ロ	7, 815円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合
退 院 ・ 退 所 加 算 ( III )	9, 378円	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人保健施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 084円	病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じてサービスの利用に関する調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4, 168円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問を行った場合

カ 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

キ 利用料金のお支払い方法

利用料金、交通費が生じた場合は1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月25日までに指定口座へお振り込みください。

## 6 介護支援専門員（ケアマネジャー）

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。ただし、次の場合、介護支援専門員を交替することができます。

### (1) 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、契約者（利用者）に対してサービス利用上の不利益が生じないよう、十分に配慮するものとします。

### (2) 契約者（利用者）からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者（利用者）から特定の介護支援専門員の指名はできません。

## 7 事業者の義務

当事業所では、契約者（利用者）に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

### (1) 記録の保存

契約者（利用者）に提供した居宅介護支援について、記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、契約者（利用者）又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

### (2) サービス計画等の交付

契約者（利用者）が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他契約者（利用者）から申し出があった場合には、契約者（利用者）に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

### (3) 守秘義務

事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援をするうえで、知り得た契約者（利用者）及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

### (4) 個人情報の利用

サービス担当者会議など、契約者（利用者）へのサービス提供のために必要な情報については、同意を得たうえで情報を用いることがあります。

## 8 損害賠償

当事業所の責任により契約者（利用者）に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者（利用者）に故意又は過失が認められる場合には、契約者（利用者）の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに

限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 9 契約の更新・終了

本契約の有効期間は、契約者（利用者）の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに、契約者（利用者）から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同条件にて更新され、以後も同様となります。

ただし、次の場合、本契約は終了します。

- (1) 契約者（利用者）が死亡したとき。
- (2) 要介護認定で、契約者（利用者）が自立、要支援1・2と判定されたとき。
- (3) 契約者（利用者）が介護保険施設に入所したとき。
- (4) 事業者が解散、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖したとき。
- (5) 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退したとき。
- (6) 契約者（利用者）から契約解除の申し出があったとき。

ア 契約満了日の7日前までに申し出たとき。

イ 次の場合、満了日7日未満でも契約解除ができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
  - ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
  - ③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
  - ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者(利用者)の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (7) 事業者から契約解除の申し出があったとき。

次の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

ア 契約者（利用者）が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事態が発生した場合

イ 契約者（利用者）が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事態が発生した場合

## 10 事故発生時の対応

事業者は、居宅介護支援の実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡、その他適切な措置を迅速に行います。

## 11 虐待防止及び身体拘束適正化

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待及び身体拘束を防止するための職員研修の実施
  - (2) 利用者及びその家族からの虐待及び身体拘束に関する通報の受付体制の整備
  - (3) 虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会の設置
- 2 事業所は、事業所従事者又は養護者（家族等利用者を養護する者）による虐待を発見したときは、速やかに管轄の地域包括支援センター又は市へ通報します。

## 1 2 業務継続計画

利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けるため、以下のとおり取り組みます。

(1) 自然災害の発生に備え、対応指針を作成して掲示するとともに、職員研修や必要な訓練を実施します。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のため、対応指針を作成し掲示するとともに、職員研修をするほか、必要な訓練を実施します。

## 1 3 苦情受付

事業所は、提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

サービスに対する苦情は、以下の窓口や機関で受け付けます。

### (1) 事業者

担当者 安城市社会福祉協議会 暮らしサポート課  
介護支援係 益田世良  
所在地 〒446-0046 安城市赤松町大北78番地4  
連絡先 TEL 0566-72-0123 Fax 0566-73-0437  
受付時間 火～土曜 ※祝祭日、年末年始を除く  
午前8時30分～午後5時15分

### (2) その他苦情受付機関

ア 機関名 安城市福祉部高齢福祉課介護保険係  
所在地 〒446-8501 安城市桜町18番23号  
連絡先 TEL 0566-71-2290 Fax 0566-74-6789  
受付時間 平日(月～金曜) ※祝祭日、年末年始を除く  
午前8時30分～午後5時15分  
イ 機関名 愛知県国民健康保険団体連合会  
介護福祉課内 苦情相談窓口  
所在地 〒461-8532 名古屋市東区1丁目6番5号  
連絡先 TEL 052-971-4165 Fax 052-962-8870  
受付時間 平日(月～金曜) ※祝祭日、年末年始を除く  
午前9時～午後5時

## 1 4 その他

(1) 介護保険証や医療受給者証等を確認します。介護保険証の内容に変更があった場合、入院となった場合は必ずご連絡ください。

(2) 職員訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐ等の対応をお願いします。

(3) 見守りカメラの設置を含め、職員の撮影や会話等を録音する場合、事前に事業所の同意を得てください。また、同意を受けて撮影、録画、録音された記録であってもSNS等で利用者とその家族以外に知らせないでください。

(4) 事業所の職員に対しての直接の暴言、暴力行為のほか、誹謗中傷はしないでください。これらの行為が継続するときは、サービスの提供ができないことがあります。

## 説明日

令和 年 月 日

### 【事業所】

指定居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅介護支援事業所「安城市ふれあいサービスセンター」

説明者職名 介護支援専門員 氏名 \_\_\_\_\_

### 【契約者（利用者）】

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始に同意しました。

また、サービス利用に必要な情報をサービス事業者等へ提供することに同意します。

利用者 氏 名 \_\_\_\_\_

代筆者 氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄 \_\_\_\_\_

代筆理由

利用者本人による筆記ができないため

その他（ \_\_\_\_\_ ）

職員記入

本人同意確認

この重要事項説明書は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の規定に基づき、説明、交付をしています。